

設問1)

1. X15とX25において原告直轄は認められるか。X15はX25は
同の住民であり、例外許可を受けざる者たるに非ざることから、問題
となる。

2. それでは、X15はX25は、「法律上の利益を有する者」(行政事件
訴訟法(以下略)9条1項)に当るか。

ここで、「法律上の利益を有する者」とは、当該処分がなされる
ことにより、自己の権利又は法律上保護せらるる利益が侵害され、
又は必然的に侵害せらるるおそれのある者を含む。ここで、法律上
保護せらるる利益かどうかは、当該処分を定める行政法規が
不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収
解消せざるに止めず、それが帰属する個人の個別的利益と
してもこれを保護する趣旨をも含む場合がどうかで判断する。
この際には、9条2項の要素を勘案する。

3. X15について

(1) まず、X15は居住環境を善せらるる利益を主張するところ
である。

(2) 本件は例外許可の根拠法令は、建築基準法(以下略)という。
48条1項に記述がある。この法の目的は、直切は建築物の
設立により、国民の生命・健康及び財産を保護することにあり
(15条)。そして、居住地域においては建築物の乱立をさける
べく、別表第二(イ)項に掲げる建築物以外の建築はでき
なくする(48条1項本文)。これは、居住者の安心・安全に顧み

第 問

1 利益を保護し^てい^るとい^える。

2
3 又^し、都市計画法8条、9条^にお^いては、住居専用地域^に
4 お^いては良好な居住環境を保護^することを目的^ととし^ており、
5 建築基準法^と都市計画法は^は実現^すべき目的が共通^{する}
6 関連法令^とあるとい^える。しか^が、都市計画法の内容^に
7 つ^いても、勘案^{する}ことが^{でき}る。又^し、この都市計画法^にお^いて
8 も、都市の健全な発展^のため^には居住者が良好な環境^で
9 生活^{でき}ることを目的^ととし^てい^る。つまり、同法^にお^いても、居住
10 者の居住環境を善^くせ^る利益を保護^して^いるとい^える。

11 しか^が、X15の利益は、一般^的公益^として保護^{され}る。

12 (3) 又^し、当該利益^につ^いては、居住者の居住区域^に違法^な
13 建築物が建築^{され}る場合、当該建築物^の近く^に居住^{する}
14 者^とあればあるほど騒音やガスの臭い、交通事故^に悩ま^さ
15 れる危険性が大き^くなる。又^し、当該危険性^にお^いては、人の
16 生命や健康^{にも}害^を与^えるもの^とあり、高^い利益^を認^め
17 るもの^ともい^える。

18 しか^が、法^は上記利益^につ^いては一般^的公益^にと^りま^すが、
19 個^別的^な利益^にも保護^して^いるとい^える。

20 (4) 本件^にお^いて、X15は本件自動車庫^{から}わずか6メートル
21 離れた位置^に居住^している。この6メートル^の距離^にお^いては、
22 自動車^に関^{する}騒音やライトグレア^{及び}排気が入^りて^い
23 る居住環境^が善^くせ^る可能性^が極^めて高^いとい^える。

よ^って、X11^は原告^の主張^が認め^られる。

第 問

4. X25について

(1) X25についても、X15と同様に居住環境を害されない利益を主張するところが考えられる。

(2) 前述のように、同利益についてはほぼ個人の個別的利益として保護している。

(3) そうすると、本件の場合、X25は本件敷地から45メートル離れたところに居住している。本件自動車庫から45メートルほど離れているとすれば、車庫に出入りする際に生ずる自動車に関わる騒音は比較的小さなものである。また、ライトグレア及び排気ガスについては、当該距離があれば拡散されると解される。

したがって、X25の上記利益については十分に保護するに値せず、原告資格は認められない。

(4) なお、X25は交通量が増すことにより、交通事故に遭うなどの利益を主張するところがあるが、建築基準法及び都市計画法は、当該利益の保護を目的としておらず、一般的公益としても保護されない以上、認められない。

[設問2]

例外許可については以下の^{理由で}違法と認められる。

1. 手続上の違法瑕疵

(1) 本件では、除却事由のあるBが建築審査会の同意に係る議決に加わっている。

(2) ここで、除却事由が法82条において定められている趣旨は、

1 居住地域内においては原則、別表第二(イ)項に掲げる建
2 築物以外は建築できるが、これの例外許可を認める
3 10際としては、建築物の安全性や居住者との調和を公平な見地
4 から小真重な判断^にを要するにあり。

5 (5) こうすると、本件のようにBが議決に参加している場合は、
6 公平な見地からではなく、A側の加担する可能性がある。また、
7 Bを際にも同意が得られていると考えても、Bが加担している
8 こと自体が周囲に何らかの影響を与えているというには否定で
9 はない。

10 (4) したがって、上記事由^{瑕疵}についての~~違法~~がある。

11 (5) もって、上記違法が取消事由を構成するからについては
12 再度問題がある。

13
14 ここで、行政においては住民等に対し自身の権利と利益を
15 主張する際には手続面から当該権利・利益を保障している。

16 こうすると、行政の透明性が確保できないようは、重大な手続
17 上の瑕疵については、取消事由を構成するといえる。

18 本件では、法82条に反する議決がなされており、当該同意に
19 基づき例外許可がなされるのであれば、同法違反は、重大な
20 手続上の瑕疵に当たる。

21 したがって、取消事由を構成する違法事由といえる。

2. 裁量違反

22
23 (1) Y市においては、本件事例に基づき本件例外許可を認め
るかの運用がなされている。もって、本件事例については、法の

第 問

委任を受け規定されたものではない。行政規則である。この行政規則においては、法的拘束力を有するものではなく、必ずしも本件事相の規定通りの判断をしなければいけないこととなる。

しかし、Y市においては、公表がなされており、住民の信用をも保護する必要性が生じている。こうした場合は、^{裁量基準であるとしても}合理的な理由がないにもかかわらず、これに反する判断は裁量の逸脱・濫用となる。

(2) また、本件事相が裁量基準であるかについて検討する。

法48条1項に記述されるのは、「おそれがないと認め」が「やむを得ないと認め」という抽象的な文言が使われている。そして、当該例外許可においては、居住地域の美観を踏まえ判断をする必要がある以上、専門・技術的な知見も求められる。

したがって、当該判断につきY市長には裁量が認められ、本件事相は裁量基準となる。

(3) もっとも、Y市長は、本件自動車庫には、~~屋上~~屋上部分の外周に転落防止用のフェンスが設置されているのみで、自動車の騒音・ライトグレア及び排気ガスを防ぐ構造が備えられていないにもかかわらず、これを例外許可していた。

(4) そうすると、合理的な特段の理由がない本件においては、当該例外許可は本件事相と異なる判断をしないものとして、裁量の逸脱・濫用にはならない。

[設問3]

1. 取消訴訟での排他的管轄、出訴期間の厳格性に準鑑みれば、本件例外許可の違法性は、本件確認の違法性として承継

第 問

されないので原則である。もともと、必ずしもこのように解していって、住民等の権利・利益の保護を図ることができない場合も存在する。そこで、① 先行手続と後行手続が結合し、一つの目的効果の実現を目標としており、② 先行手続において、争う者に手続保障が尽くされているからの場合においては、例外的に先行手続の違法性が後行手続に承継されるべきである。

2(1) 本件では、例外許可と本件確認を行う主体は^{それぞれ}Y市と指定確認検査機関であり、主体は異なっている。もともと、建築のAにおいては、本件確認と例外許可の双方を充たさなければ、本件スーパー銭湯を適法に建築することができない。そうになるとすれば、Aへの建築の制限を課すもつて、両手続は結合し、一つの目的効果の実現を目標とするものといえる。

② そして、XはY市の担当職員から後続の建築確認の取消訴訟の中で主張すれば足りることを助言されていたことが、先行手続内では手続保障が与えられているからといえる。

3. したがって、先行手続での違法性が承継され、Xは、本件確認の取消訴訟において、上記違法性を主張できる。

[設問4] 公衆浴場法(1条)

1. 「公衆浴場」に本件スーパー銭湯が当るべきとしたことにつき、~~裁量~~^{違法}の~~濫用~~があるといえるか。

そもそも、Y市においては、条例において「一般公衆浴場」として「その他の公衆浴場」に区分して規定している。そして、この「公

乗浴場」については、利用目的及び形態が当該地域住民の日常生活において保健衛生上必要は施設として利用されるのが本来の目的であるとして、条例中の「一般公衆浴場」と同義に解すべきであるといえる。

2. 本件では、スーパー銭湯には、軽食やビールが提供される飲食コーナーや小規模ではあるが厨房施設が存在していた。したがって、本来銭湯にあるべき設備もも備っていたといえる。

また、本件スーパー銭湯の価格は平日600円、休日700円と設定されており、一般公衆浴場の定額の400円の価格を超えていた。そのことから、価格の面から見ても、一般公衆浴場として似つかぬとははかられたといえる。

3. 以上より、本件スーパー銭湯は、「一般公衆浴場」には当らざるが、「公衆浴場」には当らぬとはいえる。ゆえに、これに当らざることを以て違法がある。

4. なお、上記のとおり本件スーパー銭湯への飲食施設が別表第二(イ)十の「附属物」と解した場合は、本件スーパー銭湯の主たる目的は、「公衆浴場」である点には変わりがないため、本件確認を得ることができる。

そのため、当該主張については、違法事由としては主張し得ないこととなる。

以上

（
第
問
）